

# 指定給水装置工事事業者 説明資料

令和5年2月

広島県水道広域連合企業団

# 目次

- 1 広島県水道広域連合企業団について
- 2 給水装置業務について

# **1 広島県水道広域連合企業団について**

# 1 広島県水道広域連合企業団について

- 広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）は、14市町と県（以下「構成団体」という。）が、水道事業，水道用水供給事業，工業用水道事業を共同で経営するため，令和4年11月に設立した特別地方公共団体で，令和5年4月から事業を開始

## 構成団体が経営する水道事業等

- 水道用水供給事業 —
  - ・広島西部地域水道用水供給事業
  - ・広島水道用水供給事業
  - ・沼田川水道用水供給事業
- 工業用水道事業 —
  - ・太田川東部工業用水道事業
  - ・太田川東部工業用水道第2期水道事業
  - ・沼田川工業用水道事業



# 1 広島県水道広域連合企業団について

- 水道企業団は、健全な経営基盤を確立し、将来にわたり安全・安心，良質な水を適切な料金で安定供給できる水道システムの構築を目指し、今後事業を実施
- 具体的には、上質なサービスの向上，施設・維持管理の最適化，組織・管理体制の強化を基本方針として取り組んでいく

## 基本方針 ～企業団の取組の方向性～

### 1 上質なサービスの提供

- ・ 水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
- ・ 低廉な料金の維持
- ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供

### 2 施設・維持管理の最適化

- ・ 国交付金を最大限活用し、全体最適の観点から施設を再編整備
- ・ デジタル化や重複業務の一元化，民間活用などによる効率的な維持管理
- ・ 施設の強靱化，バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
- ・ 効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減

### 3 組織・管理体制の強化

- ・ 簡素で効率的な組織，柔軟で機動的な組織の整備
- ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
- ・ 計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

# 1 広島県水道広域連合企業団について

- ▶ 水道企業団では，本部と15事務所を設置し，本部は，広島県庁舎に置き，事務所は，各市町の現庁舎と現在の県広島水道事務所に設置

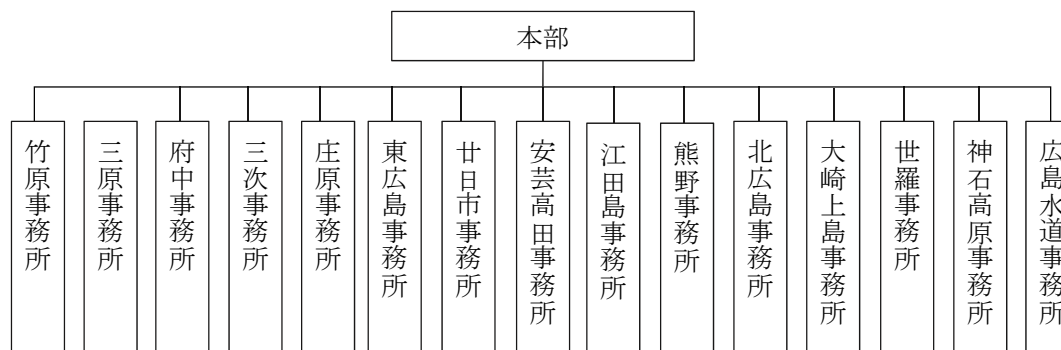
## 水道企業団の組織体制

これまで



水道企業団  
(令和5年度)

《事務局》本部・15事務所



## 2 給水装置業務について

- (1) 指定給水装置工事事業者
- (2) 給水装置工事

# 1) 指定給水装置工事事業者

- 現在、各市町が指定している指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）は、その有効期間の範囲内において、水道企業団の指定を受けたものとみなし、そのまま水道企業団の指定業者に移行
- 各市町で行っていた指定業者の指定・取消、更新、講習、指導監督に係る業務は本部で実施。なお、申請の受付は、引き続き各市町の現庁舎に置かれる事務所（以下「市町事務所」という。）でも受付
- 指定業者の更新時期は、水道企業団の14市町で重複して登録している場合は、遅い方の更新時期において、更新手続きを実施
- 指定業者の指定等に係る基準や事務手続、手数料などは統一（指定・更新に係る手数料⇒10,000円/件）

## 〈水道企業団における本部と事務所の事務分担〉

事務（主なもの）		本部	市町事務所
指定業者の指定・更新	受付	○	○（※）
	審査	○	
	指定	○	
	手数料等徴収	○	
	更新管理	○	
	指導監督（講習を含む。）	○	

※庄原市・北広島町は、役場支所等でも受付



## (2) 給水装置工事

- ▶ 各市町で行っていた給水装置工事の受付，審査，工事立会，完了検査などの給水装置工事の窓口業務は，引き続き市町事務所で実施
- ▶ 水道企業団が指定した指定業者は，14市町すべてで給水装置工事を行うことが可能  
ただし，給水装置工事に係る設計・施工基準，維持管理の官民境界，工事費用の負担方法などの基準や事務手続きは，令和7年度までは14市町が定めているものが適用されるため工事を行う市町を管轄する市町事務所の基準によるものとする。  
(令和8年度から基準等を統一予定)
- ▶ 令和8年度から，インターネットによる給水装置工事の受付や審査を開始
- ▶ 工事立会や竣工検査などの現場確認作業を効率化するため，令和6年度からWeb会議システムを活用した遠隔臨場を実施

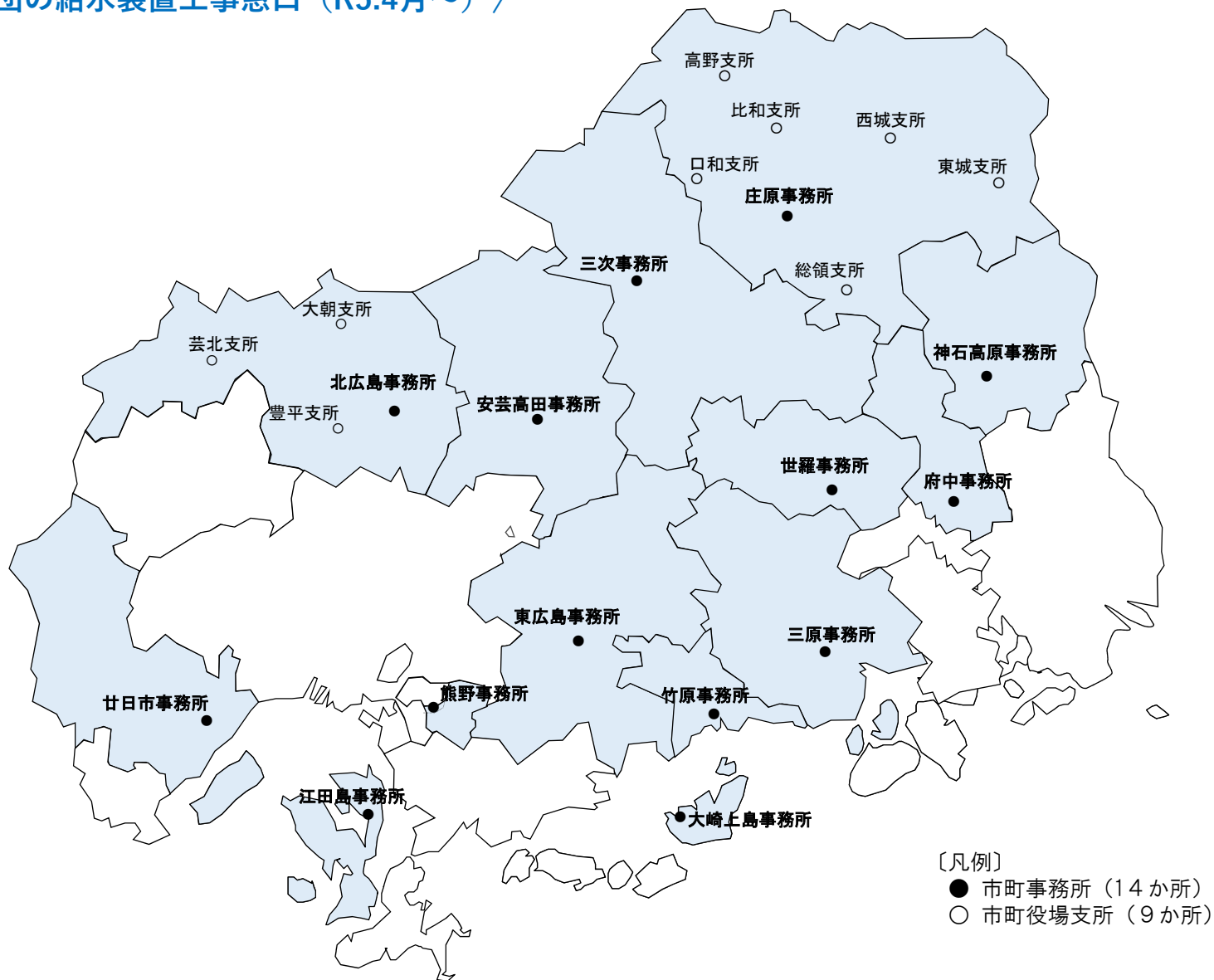
### 〈水道企業団における本部と事務所の事務分担〉

事務（主なもの）		本部	市町事務所
マニュアルの策定，改正		○	
工事の受付	受付		○（※）
	負担金徴収		○
設計審査			○
竣工検査			○

※庄原市・北広島町は，役場支所等でも受付

## (2) 給水装置工事

〈水道企業団の給水装置工事窓口（R5.4月～）〉



## おわりに

### ➤ 事業開始の令和5年4月から



指定業者の指定，取消，更新等の業務



本部で実施  
(受付は市町事務所でも実施)



給水装置工事の受付，審査，工事立会，  
完了検査等の業務



市町事務所での実施

### ➤ お問い合わせ先

#### 【連絡先】

広島県水道広域連合企業団 事業企画課

電話 : 082-513-4338

E-mail : [kisuidou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kisuidou@pref.hiroshima.lg.jp)